

事務連絡
令和7年11月21日

各都道府県 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局研究開発政策課

「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」に関する地方公共団体の取組について

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和5年法律第57号。以下「ゲノム医療推進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、「ゲノム医療施策に関する基本的な計画」（令和7年11月21日閣議決定。以下「基本計画」という。）を策定いたしました。

ゲノム医療推進法第5条において、地方公共団体の責務として、「ゲノム医療施策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じて、施策を策定し、及び実施する責務を有する」旨規定されております。これを踏まえ、基本計画においても地方公共団体（都道府県を想定。）が実施するよう努めることについて定めておりますので、御了知の上、がんや難病に係る既存の指針や計画等も踏まえ、引き続き患者等に対して必要なゲノム医療を提供できるよう、医療提供体制及び相談支援体制の整備等の推進に係る施策を実施いただきますようお願いいたします。

なお、基本計画は、地方公共団体における新規の計画策定を求めているものではなく、医療提供体制の整備や患者団体の意見を踏まえた施策実施の検討等、従来の枠組みの下で、引き続きゲノム医療も考慮しながら、取組を推進していただくことを想定したものです。

また、本計画の策定に当たっては全国知事会と協議しており、別紙のとおり全国知事会にも同様の事務連絡を発出しておりますことを申し添えます。

記

1 医療提供体制及び相談支援体制の整備等の推進（基本計画第2の2（1）及び（3）関係）

国及び都道府県は、必要な患者等へゲノム医療を提供できるよう、医療提供体制及び相談支援体制の整備等を推進すること。

2 関係者等の連携協力の更なる強化（基本計画第3の1関係）

国及び地方公共団体は、民間団体が行うゲノム医療の推進に関する活動、患者団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるものとし、各種協議の場に患者・市民が参画する機会を確保し、施策に当事者の視点が反映されるようにするよう努めるものとすること。

また、ゲノム医療に関する知識の普及啓発等により、患者及びその家族が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備を図るとともに、関係者等の意見の把握に努め、ゲノム医療施策に反映させることとすること。

さらに、医療機関、研究機関、企業等におけるゲノム情報の利活用や相互の連携を推進するとともに、国際間における情報の共有等、国際連携を継続的に推進することとすること。

なお、がんや難病等の疾患等に係る対策と関連するゲノム医療施策については、それらの対策と連携して取り組んでいくものとすること。

3 地方公共団体による施策の策定及び実施（基本計画第3の2関係）

地方公共団体は、当該地方公共団体におけるゲノム医療の提供の状況等を踏まえ、必要に応じて、基本計画を参照し、既存の計画（例：都道府県がん対策推進計画）の改定等を通じて、施策の策定及び実施について検討すること。

以上